

第2章

人権施策の推進

I 基本的施策

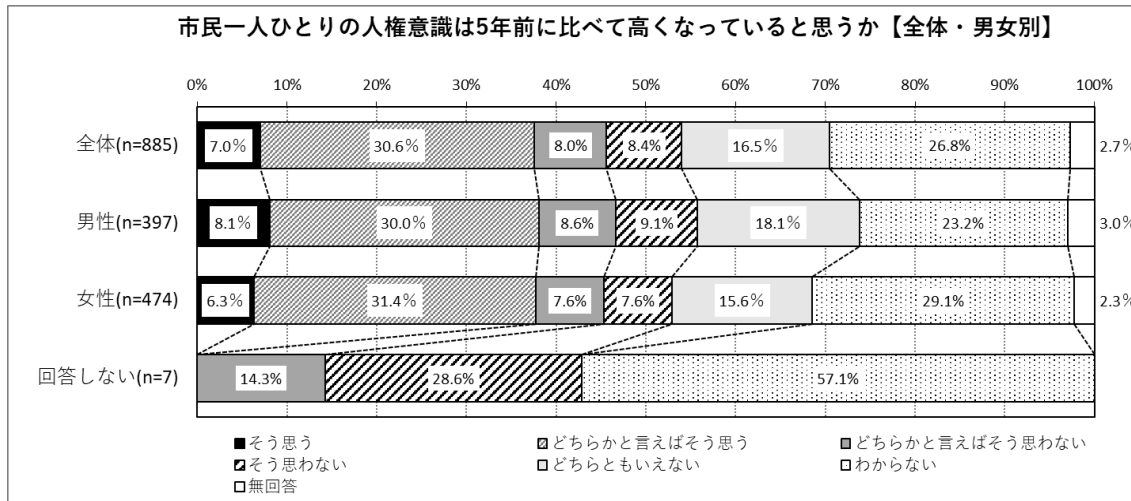
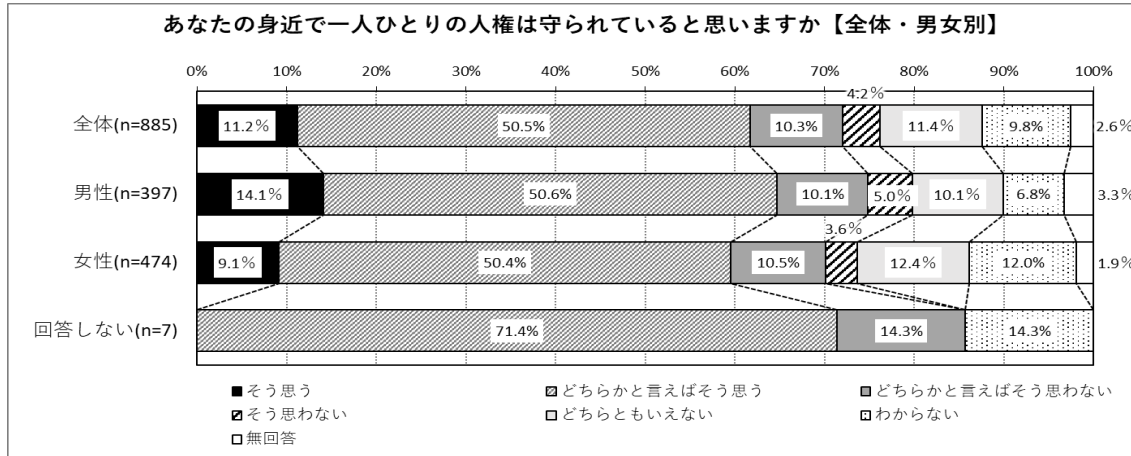
1 人権教育

人権教育については、市民一人ひとりが、家庭、地域社会、学校、職場その他の様々な場において、人権尊重の意識を高めることができるよう、学校教育及び生涯学習を通じて様々な取り組みが行われています。

本市においても一人ひとりが人権を尊重することの重要性を理解し、人権に十分配慮した行動が取れるよう、あらゆる分野において、人権教育に取り組んでいます。

本市では、子どもの発達の段階等を踏まえ、教育活動全体を通じて人権尊重の意識向上に取り組んできました。令和5年度に実施した人権に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)では、「あなたの身近で一人ひとりの人権は守られていると思いますか」(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」)の割合は61.7%となっており、「市民一人ひとりの人権意識は5年前に比べて高くなっていると思うか」についても、「高くなっていると思う」が37.6%となっています。

しかし、現在、子どもを取り巻く人権問題として、いじめ、虐待やインターネット上での誹謗中傷等の書き込みがあり、それらが深刻な社会問題となっています。こうした問題が、子どもに大きな影響を与えてしまうことがあり、それらへの対応が求められています。



ア 学校教育

人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要です。子どもたちの発達の段階に応じて、人権意識を高めるための教育に創意工夫を凝らす等、学校の教育活動全体を通じて人権尊重意識を高めるため、人権尊重の精神を育む教育を推進します。

○ 学校・園における人権教育の推進

幼稚園・小学校・中学校では「ひびきあい活動(※)」を通じ、個人の尊重を基本としながら、ウェルビーイング(※)の感性を育て、多世代交流により他者とのかかわりを通じて自分を見つめ、違いを認め合い、相手を大切にしながら、豊かな人権感覚(※)の醸成に努めます。

○ 教職員に対する研修

教職員は、子どもたちの人格形成や人権意識を高めるうえで、極めて重要な役割を担っています。そのため、教職員が人権に対する正しい理解と人権尊重の理念に十分な認識を持つことができるよう、課題別研修や同和教育をはじめ、子どもの人権についての教育、男女共同参画に関する教育等様々な人権に関する教育についての研修を実施します。

イ 生涯学習

生涯学習においては、性別、年齢、地位等に関わらず市民一人ひとりの人権が大切にされるために、人権意識の醸成につながる学習や活動が必要です。

そのためには、人権に関する講演会やセミナーを継続的に実施することが大切です。「多治見市子どもの権利に関する条例」や「多治見市男女共同参画推進条例」を制定したことから、特に子どもの権利と男女共同参画の理念の普及に努め、毎年子どもの人権及び女性の人権をテーマにした研修会を実施します。

保護者と子どもが共に人権感覚を身につけられるよう学習機会の充実や情報の提供に努めます。また、保護者の家庭教育参加への促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談体制の充実等、家庭教育への支援を図ります。

公民館等の地域施設においても、セミナー等を実施して人権に関する多様な学習機会の提供に努めます。また、地域との交流の機会の充実を図るなかで、協力や連携を大切に、情報を共有していきます。

※ひびきあい活動

人権教育における行動力の育成を主たる目的に、日頃から家庭・地域と連携しながら、人権感覚を高め、様々な人権課題の解決を目指す活動。県内全ての公立幼稚園(認定こども園を含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校で、「学校(園)が培いたい行動力」を明確にし、各学校の実態や地域の実情に即して実践しています。

※ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的の3つの側面において良好な、満たされている状態にあることです。

※人権感覚

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」第4章で、「日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で、人権尊重を基本においた行動が無意識のうちに、その態度や行動に現れるような感覚」を「人権感覚」と言っています。

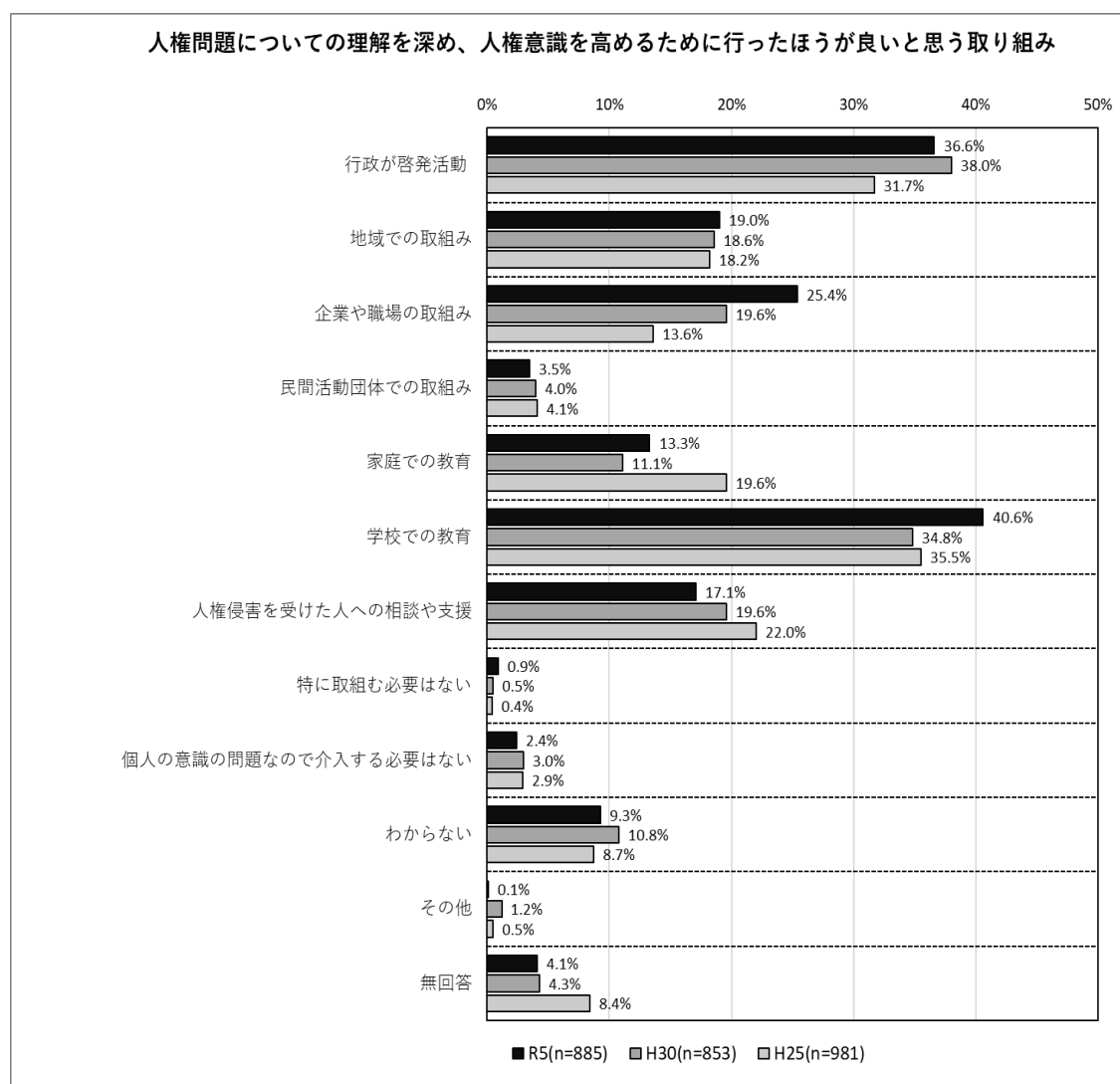
2 人権啓発

人権啓発とは、人権教育及び人権啓発に関する法律によれば、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」を意味し、人々が「その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを目的としています。

人権啓発することで、一人ひとりが人権尊重の重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動ができるようになります。

差別等の人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心等、人権意識や人権感覚の欠如が原因となっている場合が多くあります。市職員や企業、市民一人ひとりが人権について正しい知識を学び、自分自身のこととして考えるために、あらゆる機会を通じて人権啓発を進める必要があります。

市民意識調査によると、「人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために行ったほうが良いと思う取り組み」の問いかけに対し、40.6%が「学校での教育」、次いで36.6%が「行政が啓発活動」、25.4%が「企業や職場の取組み」となっており、学校、行政や企業が連携して人権意識を高める教育・啓発が必要であると言えます。



※グラフ中の「n」は多治見市人権に関する市民意識調査の有効回収数です。

ア 市民への啓発

法務局や人権擁護委員協議会等と連携して、人権に関する情報の収集や人権週間等の各種事業に合わせてパネル展や街頭啓発活動を行い、また、人権相談業務等を通して人権尊重の意識の高揚を図ります。

国や県等と連携して人権啓発活動を推進することとし、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会(※)による啓発や様々なメディアを活用した効果的な啓発活動を行います。

イ 企業等への啓発

人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の姿勢に基づいた企業活動の推進のため、啓発冊子や情報の提供を行うほか、おとどけセミナー(※)等により企業の自主的な人権尊重の活動を支援します。

国・県等と連携し、人権啓発活動の取り組みを企業に働きかけます。

採用にあたっては就職の機会均等を確保するために、公正な採用選考を実施し、雇用の促進を図られるよう、国・県等の関係機関と連携しながら啓発を推進します。

ウ 市職員への啓発

市民生活に深く関わる市職員は、高い人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。そのために、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、人権尊重の姿勢に基づき職務が遂行できるよう職員研修の充実に努めます。

※東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会

東濃5市の地域内の人権擁護に関する啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とする協議会です。

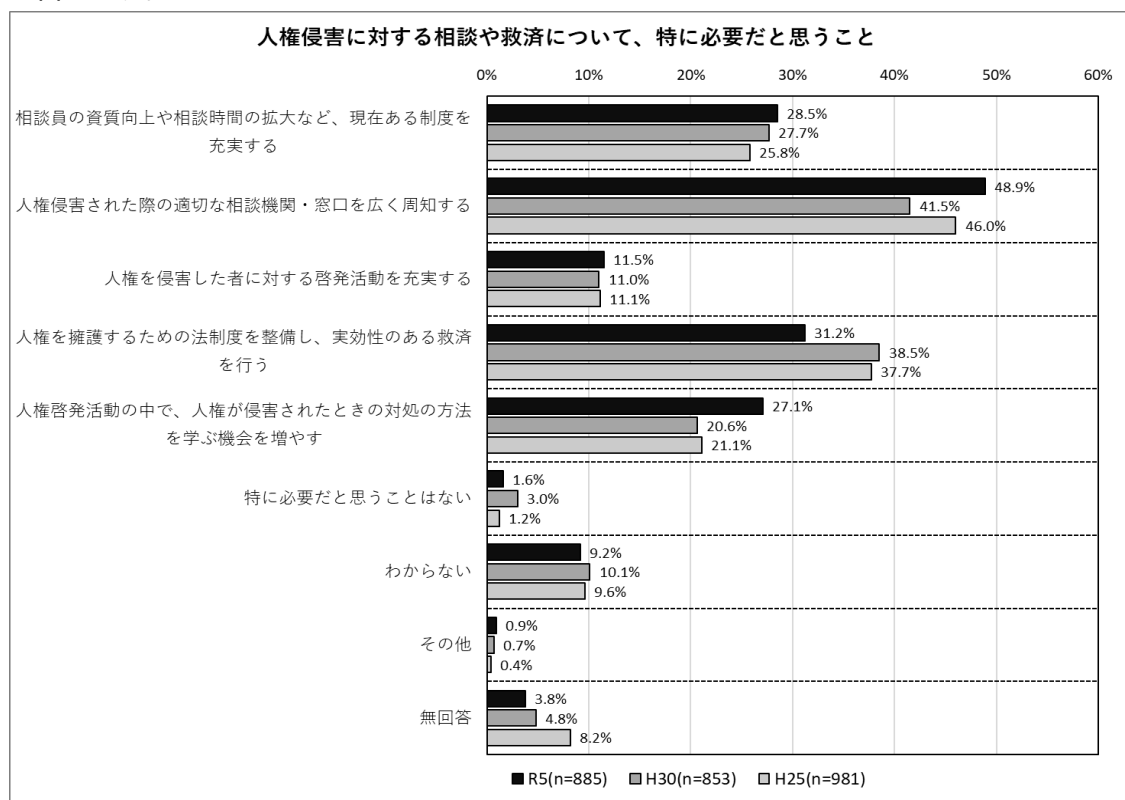
※おとどけセミナー

市の職員が地域へ出向いて、市役所の仕事をわかりやすく説明する出前講座のことです。

3 相談・支援の充実

市民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要です。多様な人権問題が生じている現状において、相談窓口の役割が大きくなっており、市民の様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要です。

「人権侵害に対する相談や救済について、特に必要だと思うこと」については、48.9%が「人権侵害された際の適切な相談機関・窓口を広く周知する」となっており、相談機関・窓口の周知が必要であると言えます。



ア 様々な困りごとへの相談窓口の充実

多様化・複雑化する人権問題に対応するため、様々な人権問題に対する相談窓口を明確化し、市民が利用しやすい相談体制をつくります。

イ 相談機関等の情報提供

市民が戸惑うことなく速やかに人権に関わる相談ができるようにするため、相談・支援に関する窓口及び制度の内容や、各種相談・支援機関の情報を、市ホームページや広報誌等様々な広報媒体を活用して積極的に提供します。

ウ 相談員や関係職員の資質向上

人権に関する様々な相談について、迅速かつ的確に対応できるように、各相談員や関係職員がそれぞれの職務に応じ各種研修に積極的に参加し、資質の向上に努めます。

4 多様な主体との連携

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報収集・提供は大きな要素の一つです。

このため、国をはじめ県、他自治体、各種関係機関・団体、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

ア 関係機関・団体等との連携・協力の強化

多様化・複雑化する人権問題について、個別の機関だけで相談・支援を完結することは困難なため、国・県並びに関係機関・団体等の各種相談機関・支援機関との相互の連携・協力を強化します。

イ 法務局・県・人権擁護委員等と連携した人権侵害の未然防止や被害者の救済

法務局等の国の機関や、県及び県の関係機関、他市町村等との連携を図りながら、人権施策を推進します。

また、学校、人権擁護委員、民生委員、児童委員、保護司、更生保護女性会等人権に関わる団体と人権問題や人権施策に関する情報交換を行うほか、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会への参加等、広域的な連携を図ります。

Ⅱ 人権施策の分野

女性

【現状と課題】

女性の人権問題は、社会的・文化的に形成された性別意識に基づく固定的な性別役割分担意識と差別や偏見が根底にあります。

国際連合は昭和50年を「国際婦人年」と定め、昭和54年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、以降、性差別の撤廃や男女平等の実現に向けて世界規模での取り組みを進めてきました。

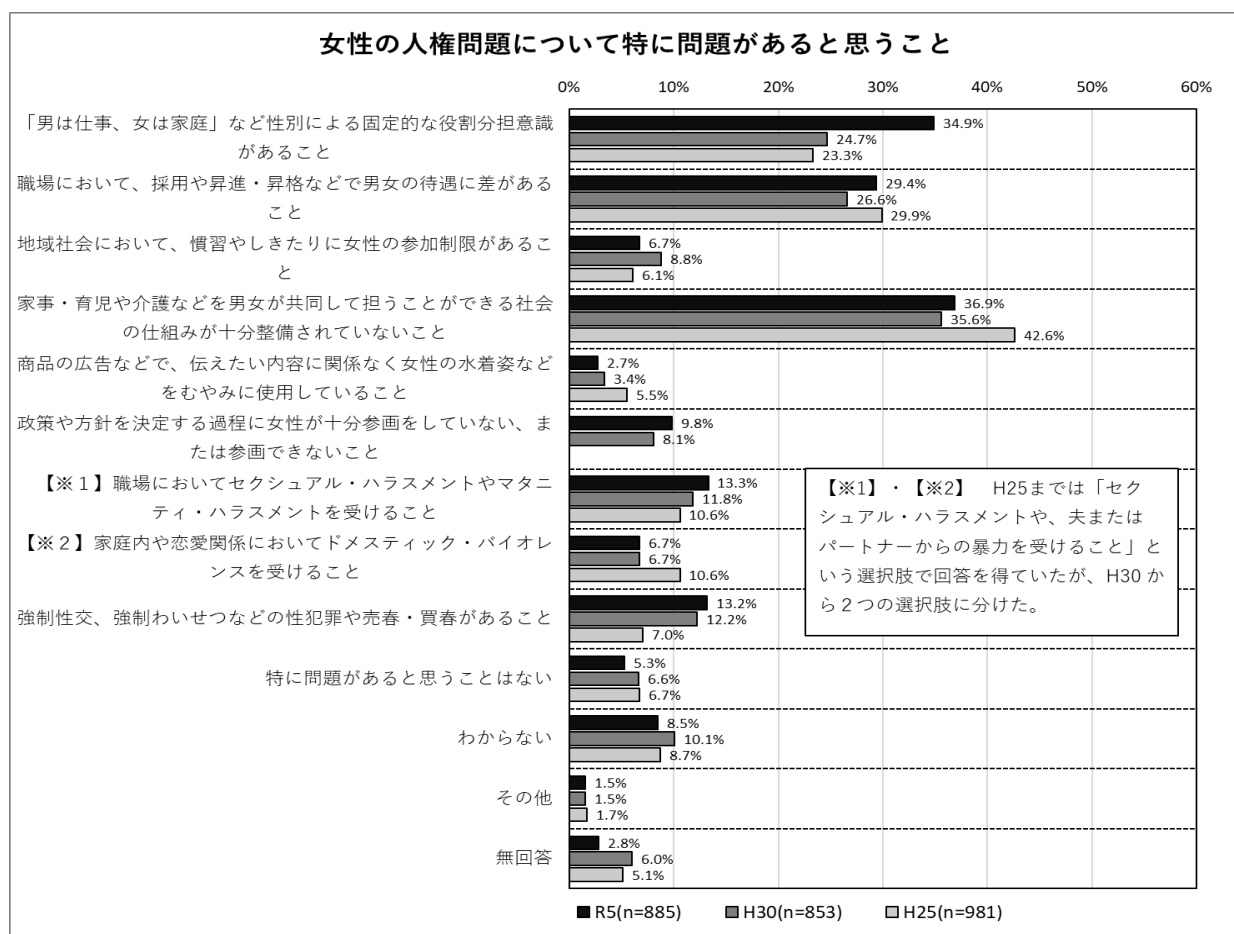
国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定、平成12年には「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、現在は、令和2年に策定した「第5次男女共同参画基本計画」のもと、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めています。

また、平成26年には夫やパートナーによる女性に対する暴力の防止のため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行され、平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

本市においては、平成10年に「たじみ男女共同参画プラン」を策定し、その後、2回の改定を経て、令和5年に「第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画」を策定しました。市民一人ひとりがお互いを大切にし、性別に関わりなく個性を輝かせいきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざして、総合的かつ計画的な取り組みを推進してきました。

しかし、市民意識調査の結果では、「女性の人権問題について特に問題だと思うこと」の質問に対して、「家事・育児や介護などを男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が36.9%と最も高く、次いで「『男は仕事、女は家庭』など性別による固定的な役割分担意識があること」が34.9%、「職場において、採用や昇進・昇格などで男女の待遇に差があること」が29.4%と回答しています。

今後も、家庭や職場、地域等、あらゆる場で固定的な性別分担意識にしばられることなく、人権が等しく尊重され、自らの選択によってあらゆる分野における活動で協力しあい、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みを進めていくことが必要です。



【施策の方向】

1) 男女共同参画意識の醸成

あらゆる世代に向けて人権や男女共同参画に関する情報と学習機会を提供し、人権を尊重する意識を醸成するための広報・啓発を推進します。

一人ひとりが男女平等・男女共同参画の正しい認識を持ち、自らの意思によって多様な生き方が選択できるよう教育・学習を推進します。

2) 誰もが活躍できる社会づくり

様々な分野において多様な視点が活かされ、市政に反映されるよう市の審議会等、政策・方針決定過程への更なる女性の参画を促進します。

雇用・労働の分野において、女性も男性も平等に安心して働き生活できるよう市内の企業や事業者に対して、法律や制度を周知し、職場環境の整備を働きかけます。また、女性の再就職や起業に向けた支援を行います。

性別にかかわらず誰もが、仕事と子育て・介護・社会活動等の調和が図られるよう環境の整備を進めるとともに、依然として家庭生活での女性の負担が大きいことをふまえ、男女双方の意識改革のための働きかけを行います。

3)安心して暮らせる社会づくり

地域社会において、性別にかかわらず、多様な担い手がまちづくり活動やボランティア活動等へ参画できるよう環境づくりを行います。

防災・災害分野においては、日ごろから男女共同参画の視点が入り入れられるよう、方針決定の場や防災活動への女性等の参画を推進します。

また、女性で様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備を推進します。

4)配偶者等に対する暴力への対応

配偶者や恋人等親密な関係にあるパートナーからの暴力は、男女共同参画社会の実現を図る上で克服すべき重大な課題です。配偶者等に対する暴力の根絶に向け、広報、啓発と相談窓口の周知を行います。関係機関と連携を図り、被害者の早期把握や保護、支援に取り組みます。

子ども

【現状と課題】

国は、昭和22年に「児童福祉法」を制定し、昭和26年には「児童憲章」を定めました。その後、平成元年、国連総会において18歳未満の全ての子どもの権利を尊重することを目的に、「児童の権利に関する条約」が採択され、日本も平成6年にこの条約に批准しました。その後も「児童買春・児童ポルノ処罰法」「児童虐待防止法」「児童福祉法の一部改正」等の法整備が進められ、子どもを守り成長を支える体制を整えています。

また、令和3年に「こども家庭庁設置法」等が成立し、令和5年に「こども家庭庁」が発足し、また同時に「こども基本法」も新たに施行され、基本理念の一つとして、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」とされました。

本市では、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、平成15年に制定した「多治見市子どもの権利に関する条例」により、人権教育や啓発活動、相談事業、子どもの居場所づくり、子どもの意見表明の場「たじみ子ども会議」、スクールソーシャルワーカー(※)の配置のほか、様々な施策を進めています。

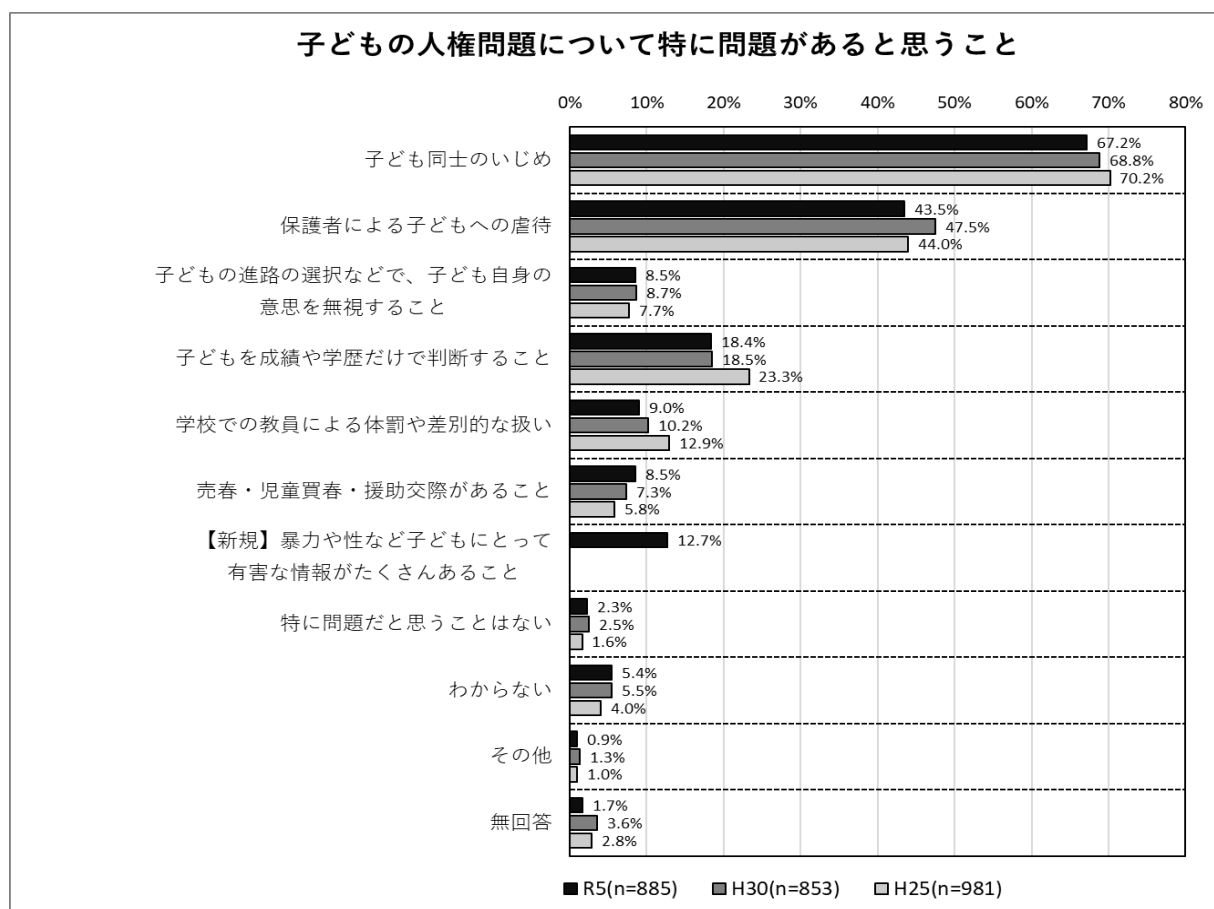
市民意識調査の結果では、「子どもの人権問題について特に問題があると思うこと」の質問に対し、「子ども同士のいじめ」が67.2%と最も高く、次いで「保護者による子どもへの虐待」が43.5%と回答していることから、社会全体で子どもの権利を保障するための連携した取り組みを推進することが重要となります。

子どもの人権の尊重及び福祉の増進を目的に、子どもの視点に立って、市民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず地域社会、学校、家庭、企業等が連携を図りながら施策を推進していくことが必要です。

◎多治見市では、法令に規定されている用語の引用や固有名詞の場合を除き、「子供」、「こども」を「子ども」と表記することとしています。

※スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待など子どもの深刻な問題に、福祉的なアプローチで学校・家庭・地域に働きかけ、問題の解決を図るための専門職のことです。



【施策の方向】

1)子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制づくり

虐待や体罰、いじめ等による子どもの権利侵害の早期発見・早期対応に努め、切れ目のない支援体制の整備に向け、相談・救済機関の連携、充実を図ります。

また、子どもが安心してSOSを発することができ、救済を求められるよう普及・啓発を推進します。

2)子どもの主体的な意見表明・参加の促進

子どもの生活の場においては、子どもが自分の意見を表明でき、その意見や思いが正当に受け止められ尊重されるよう努めます。また、子どもの主体的な参加を促し、参加を保障できるよう環境の整備に努めるとともに、自主的な活動を支援します。

3)子どもの居場所づくりの推進

子どもが地域で安心して休み、遊び、学び、人間関係をつくり合うことができる居場所づくりを推進します。

4)子どもの権利に関する意識の育成・向上

子どももおとなも誰もが、かけがえのない社会の一員として命の大切さや人権を尊重する考え方を広めていきます。

学校における子どもの権利に関する学習資料や指導方法を工夫・改善し、ひとりの人間としての権利を有することや他人の権利を尊重すること等、子どもの人権学習を支援します。また、子どもがひとりの人間として最大限に尊重されるような啓発や、保護者が子どもに向けて自分自身のことも大切にできるようなメッセージの発信等、おとなに向けた広報も行います。

5)インクルーシブ教育の推進

多様な教育的ニーズ(子どもの障がいの有無や程度、外国人児童生徒等)に応じ、同じ学びの場において共に学ぶことを追求し、個々のニーズに応えられるよう的確な指導・支援を行います。

高齢者

【現状と課題】

平成12年の国勢調査において、115,740人だった本市の人口は、令和2年の国勢調査では106,732人と20年間で約9千人減少しました。令和32年には7万人程度となると推計されており、今後も人口は減少することが予想されています。

また、令和6年4月1日現在の65歳以上の高齢者人口は33,974人で、総人口に対する高齢者人口の割合を示す高齢化率は32.1%となっており、3人に1人が高齢者という状況であり、令和22年には40%を超えると予想されています。

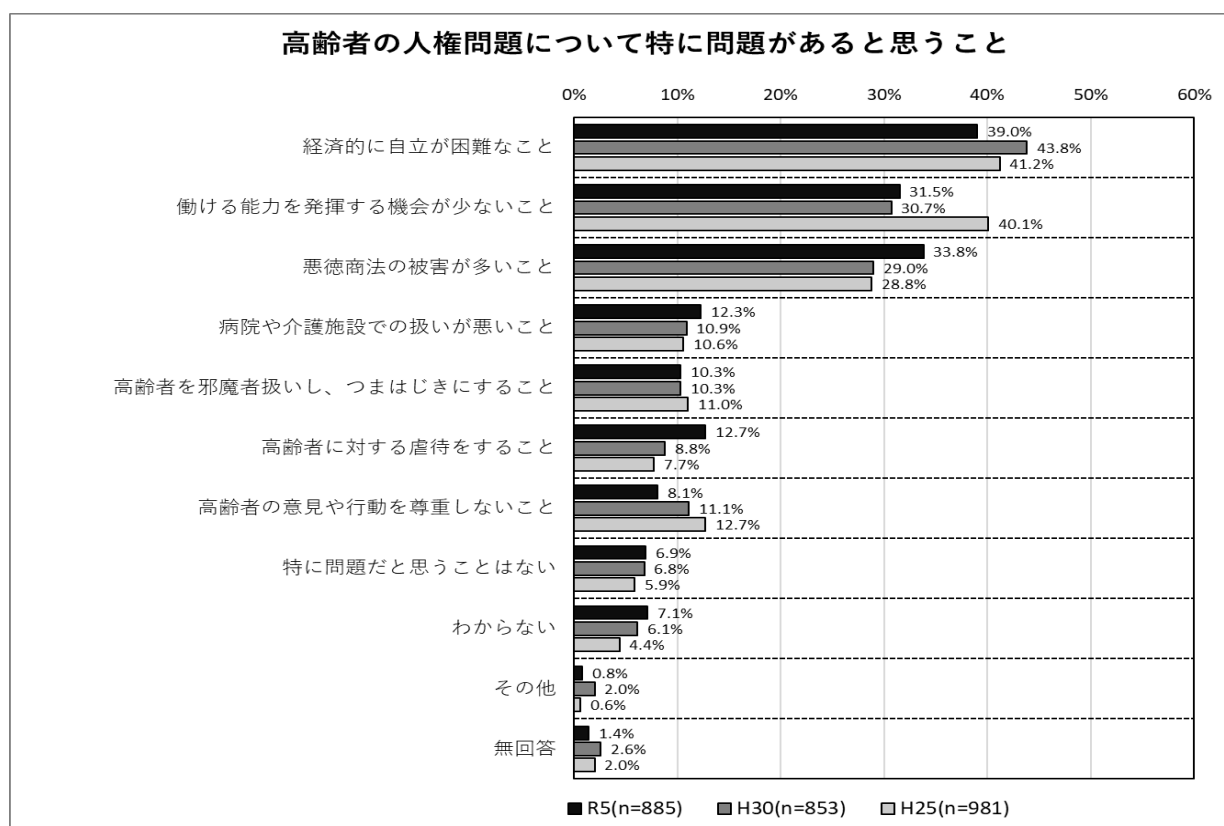
高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者や何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、様々な介護保険サービス、生活支援サービスの適切な対応、また、詐欺商法や虐待にあたりするような事例にも対応が必要となっています。

その一方で、元気な高齢者も増加しており、高齢者の意欲と能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保、知識や経験を生かした地域社会活動の場の拡大等、高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりも求められています。

こうした状況のもと、本市では、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活続けることができるよう、令和6年3月に、「多治見市高齢者保健福祉計画2024」を策定し、高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策に取り組んでいます。

市民意識調査の結果では、「高齢者の人権について特に問題があると思うこと」の質問に対して、「経済的に自立が困難なこと」が39.0%で最も高く、次いで「悪徳商法の被害が多いこと」が33.8%、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が31.5%という回答になっています。

今後、ますます高齢化が進んでいく中で、地域で支え合い、高齢者がいきいきと暮らしていける社会の実現を図るための環境づくりを、市民と共に構築することが必要です。



【施策の方向】

1) 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会実現のために、高齢者の人権・福祉について理解を深める教育・啓発を行います。

2) 高齢者が安心・安全に生活できるまちづくり

高齢者が地域において、安心して生活ができるよう、各種福祉・介護サービスの情報提供に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携をとり、高齢者の支援を行います。

高齢者の防犯対策、災害時の要援護者対策等を通して、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、特殊詐欺等の被害にあわないための周知や啓発に努めます。

3) 高齢者虐待等への対応

市民に対して、高齢者虐待についての知識・理解の啓発を図ります。また、早期発見・早期対応に向けて情報の共有化を図り、地域と関係機関のネットワークの強化を進めます。

4) 高齢者の権利擁護の推進

認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない高齢者の権利を守るため、成年後見制度(※)や日常生活自立支援事業(※)等の情報提供、相談支援、利用支援を行います。

※成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度です。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていましたが、平成12年の民法の改正により任意後見制度などが創設され、これまでより利用しやすい制度となっています。また、法定後見は、「補助」、「保佐」、「後見」の3つの類型があります。

※日常生活自立支援事業

自らの判断では様々なサービスを選択したり、契約をしたりすることが困難な方に対して、適切な援助により、福祉サービス利用についての本人の意思決定を助け、地域で安心して生活できるように支えていくことを目的とした支援事業です。

障がい者

【現状と課題】

国は、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准しましたが、批准に先立ち、平成23年に「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、平成24年には、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」への改正、さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」の制定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われる等、法制度等の整備が行われました。「障害者差別解消法」では、障がいのある人から意思の表明があった際に負担になりすぎない範囲で「社会的障壁」を取り除く「合理的配慮の提供」が、国や地方公共団体等に現在は義務付けられるとともに民間の事業者にも求められています。

本市では、適切な支援のもと、障がい者が自らの意思に基づき社会参加、自己実現できるとともに、皆が元気で安心して暮らせるまちを基本目標とした「多治見市障害者計画(※)」や「多治見市バリアフリー基本構想(※)」等を策定し、障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者福祉の推進とともに、市民誰もが暮らしやすいまちにするためバリアフリーを推進しています。

市民意識調査の結果では、「障がい者の人権問題で特に問題があると思うこと」の質問に対して、「就労の機会が少ないこと」が39.9%で最も高く、次いで「道路の段差や駅や建物の階段など外出に支障があること」が28.5%という回答になっています。

障がいの特性や障がいのある人の人権の理解を深める啓発や、障がいのある人にとって暮らしやすい環境整備が必要です。

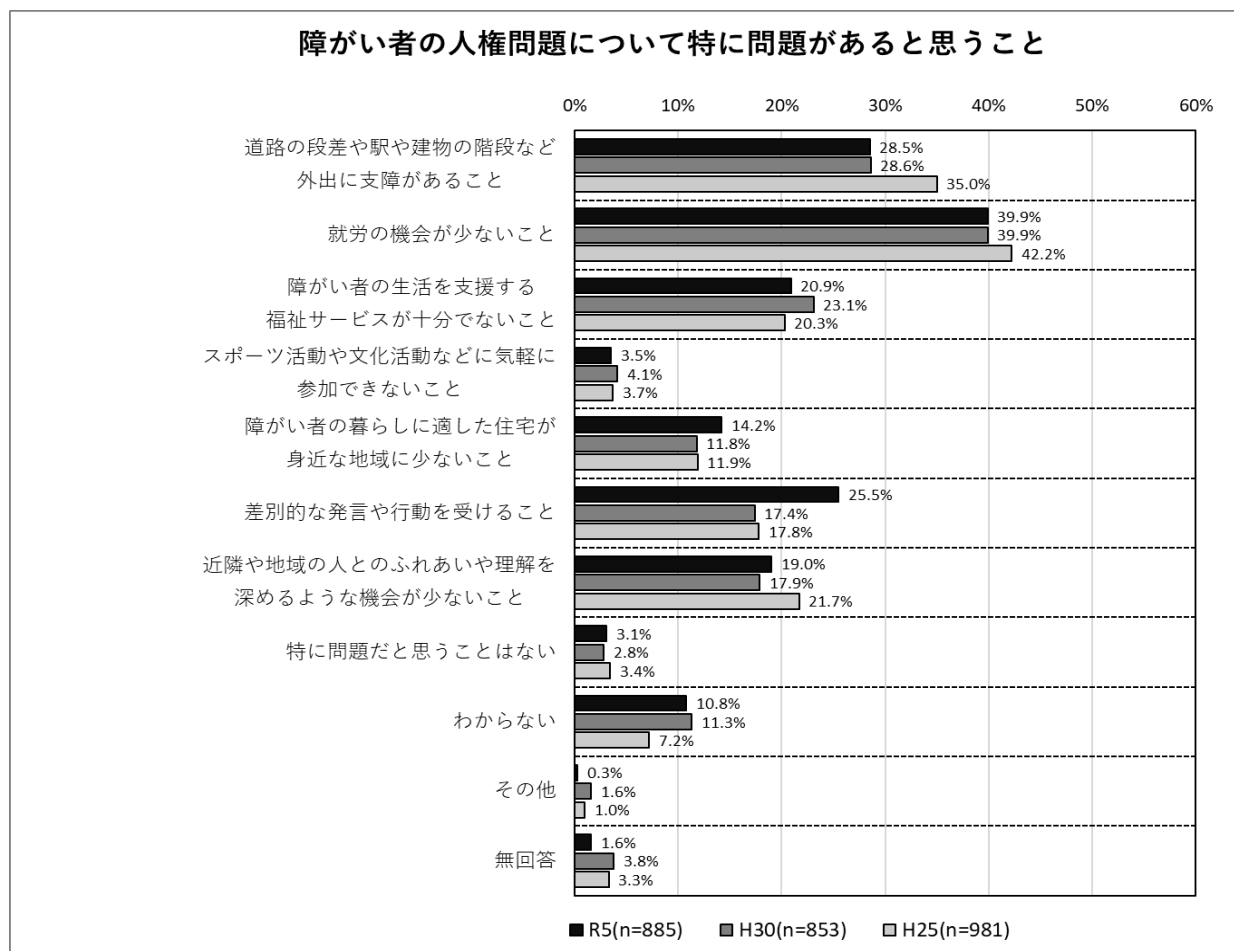
◎多治見市では、平成20年度の行政文書から、法令に規定されている用語の引用や固有名詞の場合を除き、「障害」を「障がい」と表記することとしています。

※多治見市障害者計画

障害者基本法に基づいて策定されるもので、障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

※多治見市バリアフリー基本構想

平成18年に策定した「多治見市交通バリアフリー基本構想」の見直しを行い、JR多治見駅周辺地区において、さらなる移動等の円滑化に係るバリアフリー化を全面的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者、障がい者等の意向を踏まえた基本構想です。



【施策の方向】

1)障がい者にやさしいまちづくりの推進

住み慣れた地域社会で自由に行動ができ、安心して暮らすことができるように、バリアフリー、ユニバーサルデザイン(※)の考え方を普及し、安全かつ快適に生活できるまちづくりを進めます。

障がい者が、施設や病院から地域で自立した生活へ移行できるよう、体制整備を実施します。

2)福祉サービスの充実

障がいのある人が地域社会の一員として共に生活が送れるよう在宅福祉・施設福祉及び相談支援等の充実を図り、総合的な生活支援サービスをするとともに、人権尊重の視点に立った質の高いサービスの確立と向上に努めます。

3)雇用・就労の支援と社会参加のできる環境づくりの推進

障がいのある人がその適性と能力に応じ無理のない就労形態によって可能な限り就労し、社会の一員として活動ができるよう、関係機関等と連携して就労の場の確保に努めます。

4)障がい者の虐待防止への対応

市民に対して、障がい者虐待についての知識・理解の啓発を図ります。また、早期発見・早期対応に向

けて情報の共有化を図り、地域と関係機関のネットワークの強化を進めます。

5)障がい者の権利擁護の推進

判断能力が十分でない障がい者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の情報提供、相談支援、利用支援を行います。

※ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

部落差別(同和問題)

【現状と課題】

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度により、今もなお、生まれ育った地域、同和地区と認識されていた地域に住んだことによって、不当に差別される重大かつ深刻な人権問題です。昭和40年に出された同和对策審議会の答申では、「部落差別(同和問題)の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけ、「同和对策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。この答申を踏まえ、昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、平成14年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの33年間、部落差別(同和問題)解決に向けた生活環境の改善や啓発活動等の施策が行われました。

また、県においては、昭和45年に「岐阜県同和对策事業長期基本計画」が策定され、より積極的な部落差別(同和問題)解決のための取り組みが進められ、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善が図られてきました。

さらに、部落差別(同和問題)は許されないものであるとの認識のもと、部落差別(同和問題)のない社会の実現を目的に「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年に施行され、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策の実施に努めることとされました。

また、特定の地域を同和地区であるとする情報発信や特定の個人に対する誹謗中傷等、インターネットによる部落差別(同和問題)の事案が増加しています。インターネット上で部落差別(同和問題)に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられることもあり得ることから、プロバイダ等への削除要請等、関係機関と連携した適切な対応が必要です。

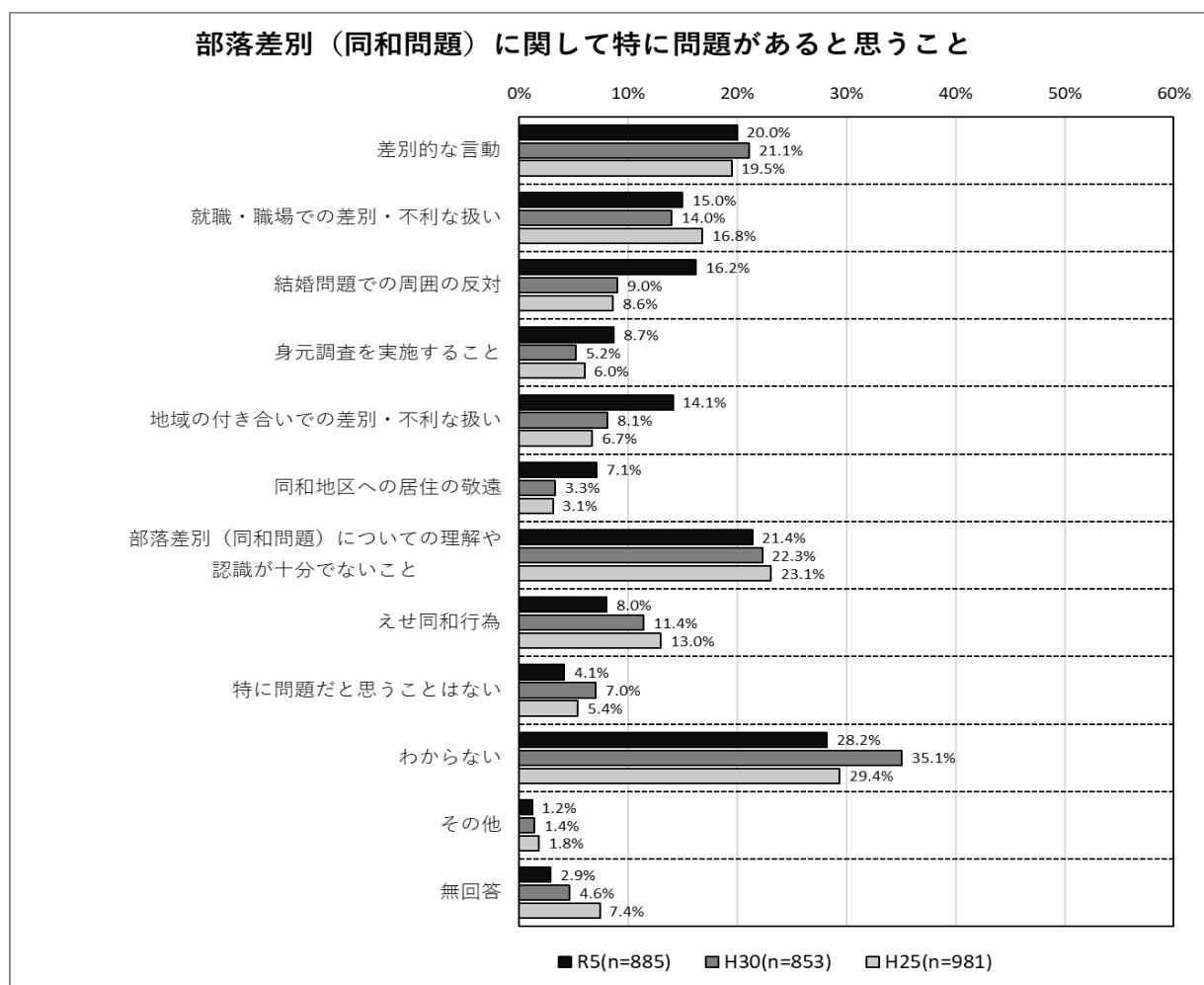
本市においては、平成25年度より、住民票等の不正取得による個人の権利の侵害抑止や防止を目的とした「住民票等の第三者交付に係る本人通知制度(※)」を開始し、本人通知制度の周知を図り、不必要な身元調査等を未然に防ぐ取り組みを実施しています。

また、平成30年から、近隣自治体と連携し、部落差別(同和問題)の解消に向けた啓発事業を実施しています。

しかし、市民意識調査の結果では、「同和問題に関して特に問題があると思うこと」の質問に対して、21.4%の方が「部落差別(同和問題)についての理解や認識が十分でないこと」と回答しており、部落差別(同和問題)に対する人権問題としての認識の低さがわかります。今後も、差別の解消に向けた取り組みを推進することが必要です。

※住民票等の第三者交付に係る本人通知制度

この制度は、多治見市に住民登録や本籍のある方が事前に登録することにより、その方に係る住民票や戸籍等の写しを、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実について登録者本人に通知する制度です。住民票や戸籍等の写しが第三者に交付された事実を本人が早期に知ることができ、不正取得による個人の権利の侵害抑止や、防止を目的としています。本人通知制度が周知されることで、委任状の偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながります。



【施策の方向】

1) 部落差別(同和問題)の正しい知識・理解を深める啓発

部落差別(同和問題)に対する人権問題に関する学習意欲を深める「人権同和教育講演会」の開催や、部落差別(同和問題)についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消するため、啓発活動を実施します。

2) 人権侵害事案への対応

インターネット上の同和地区名を表示する等の差別表現等の流布については、インターネット上のサイトのモニタリングや関係機関と連携し、適切な対応に取り組みます。

3) えせ同和行為(※)の排除

部落差別(同和問題)の解決を口実に、官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為を行うことによって、結果的に部落差別(同和問題)の解決が妨げられています。法務局、暴力追放推進センター等と連携し、被害を未然に防ぐよう、啓発に努めます。

※えせ同和行為

部落差別(同和問題)の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、部落差別(同和問題)の解決を阻害するものです。

外国人

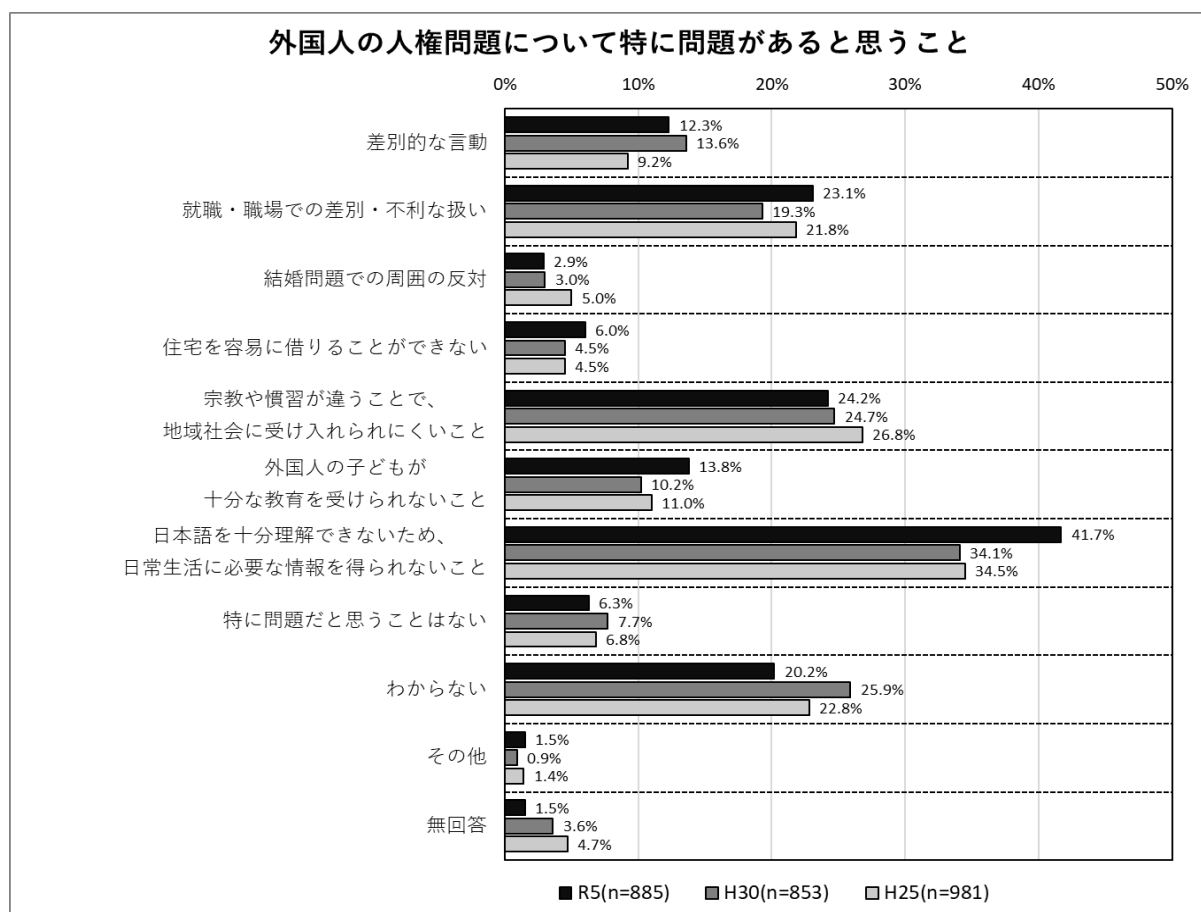
【現状と課題】

本市において外国人登録者数は、平成31年4月1日現在1,888人、その後、令和6年4月1日現在2,654人と、年々増えています。本市では、多文化共生の取り組みとして、多治見市国際交流協会と連携し、日本語教室や多文化との交流事業等を実施しており、学校、職場、地域社会等様々なところで外国人と接する機会が増えてきています。

また、全国的に特定の国籍や民族の人々を排斥しようとするヘイトスピーチが問題となっており、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

市民意識調査の結果では、41.7%の方が「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」と回答しており、日常生活において、外国語情報が不足していることがわかります。

他国の文化や習慣を自国の文化や価値観で一方的に評価するのではなく、外国人と日本人が互いに様々な文化、習慣、価値観等の違いを認め尊重しあい、共に安心して快適に暮らすことのできる地域づくりを推進していく必要があります。



【施策の方向】

1)外国人の生活習慣や文化等の理解の促進

地域社会において、異なる文化や価値観を互いに認め尊重し合える環境づくりのため、外国人との交流の場の創出に努め、外国人の生活習慣や文化等の理解をするとともに、日本のマナー、文化、生活習慣等の理解を促進します。

2)外国人への生活支援

外国人が日常生活において困惑しないように、外国語の情報やコミュニケーションの充実に努めるとともに、外国人向け相談窓口の設置について検討し、多文化共生社会の実現に努めます。

3)ヘイトスピーチを許さない取り組み

平成28年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、不当な差別的言動は許されないことを周知します。

感染症患者

【現状と課題】

HIVやハンセン病、新型コロナウイルス等の感染症に対する正しい知識や理解の不足、誤解等により、これらの感染症等にかかった患者や回復者、またそれらの家族が日常生活や職場、医療現場等で差別やプライバシーの侵害を受ける問題が発生しています。

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患で、エイズ(後天性免疫不全症候群)を引き起こすウイルスのことです。エイズは、HIVに感染して免疫力が低下し、様々な疾患を発症した状態を言います。HIVは感染力が弱く、日常生活(握手・入浴等)では感染しないため、正しい知識をもって予防対策をとることで、HIV感染のリスクを減らすことができます。また、医療の進歩により様々な治療薬が開発され、体内にいるHIVの増殖を抑え、免疫力を維持することが可能になっています。平成10年からはHIV感染者等が機能障害として障害認定の対象となり、支援体制も整備されています。

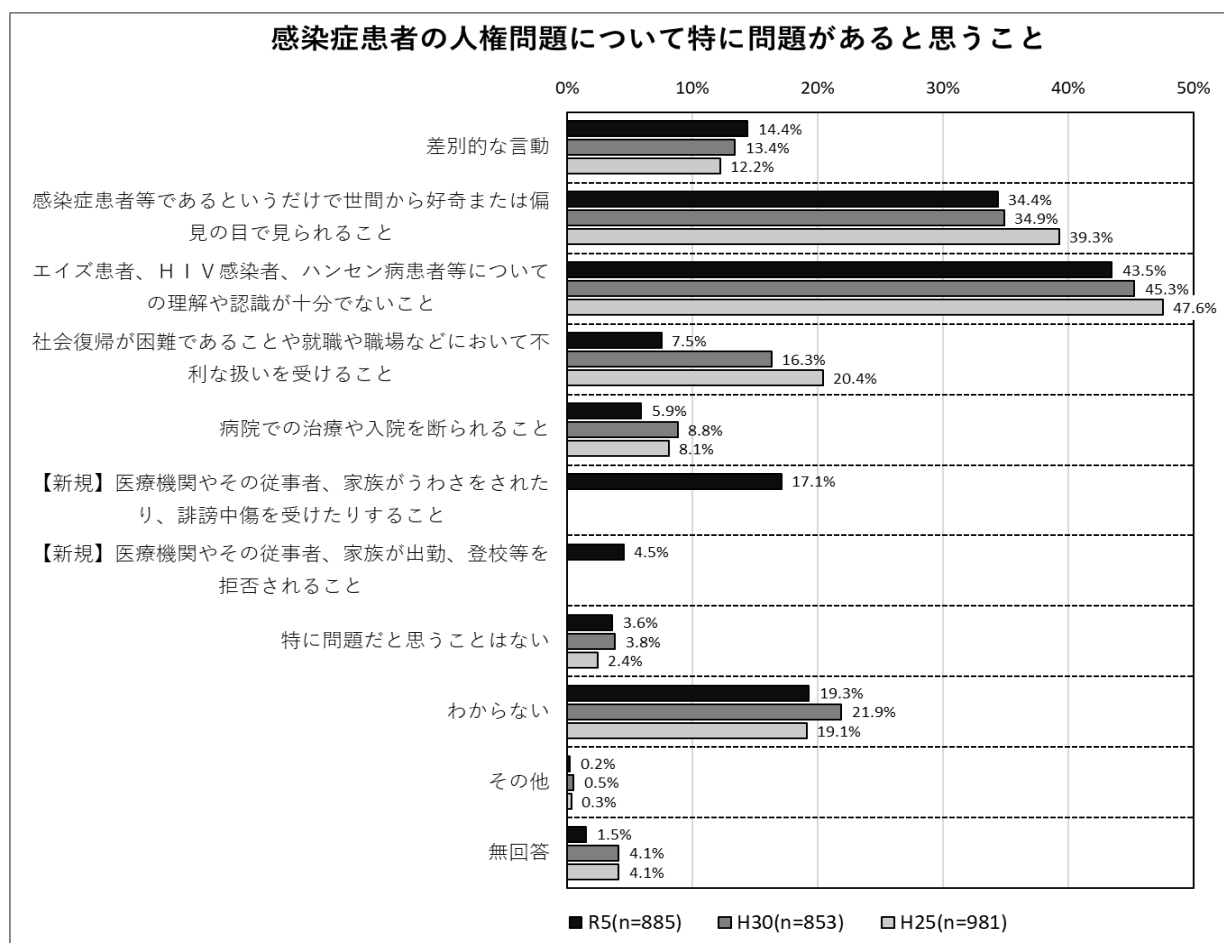
また、ハンセン病に関する人権問題について、誤った知識や情報等により、明治40年の「らい予防に関する件」に始まり、患者を強制的に隔離してきました。平成8年に「らい予防法」が廃止され、約90年続いた強制隔離政策はようやく終結することとなりました。

しかし、患者等は今もなお、根強く残る偏見や差別に苦しんでいます。これらの偏見や差別意識を解消するためには、こうした歴史についての正しい知識の普及・啓発が必要です。

平成11年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、感染症患者等の人権に配慮することを目指しています。

また、令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、同年、日本国内、県内でも感染症が確認され、その後長期にわたって感染拡大防止対策と感染者に対する医療措置が取られました。その一方で、感染者、医療従事者やその家族、さらにワクチン接種に関わる誹謗中傷や偏見、差別が大きな社会問題となりました。

市民意識調査の結果では、43.5%の方が「エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病患者等についての理解や認識が十分でないこと」、34.4%の方が「感染症患者等であるというだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」と回答しており、感染症患者等やその家族に対しての偏見や差別を解消するためには、一人ひとりがHIV、エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス等の感染症に関する正しい知識を持つことが必要です。



【施策の方向】

1)正しい知識の普及や啓発活動の推進

感染症等について、病気に対する知識不足から、感染症患者やその家族に対する差別や偏見が少なくありません。そのため、正しい知識の普及、啓発に努めます。

2)感染症患者等の相談・支援体制の周知

感染症に対する不安や悩みを解消するため、保健所や医療機関等と連携を図り、相談窓口や相談体制を周知します。

刑を終えて出所した人

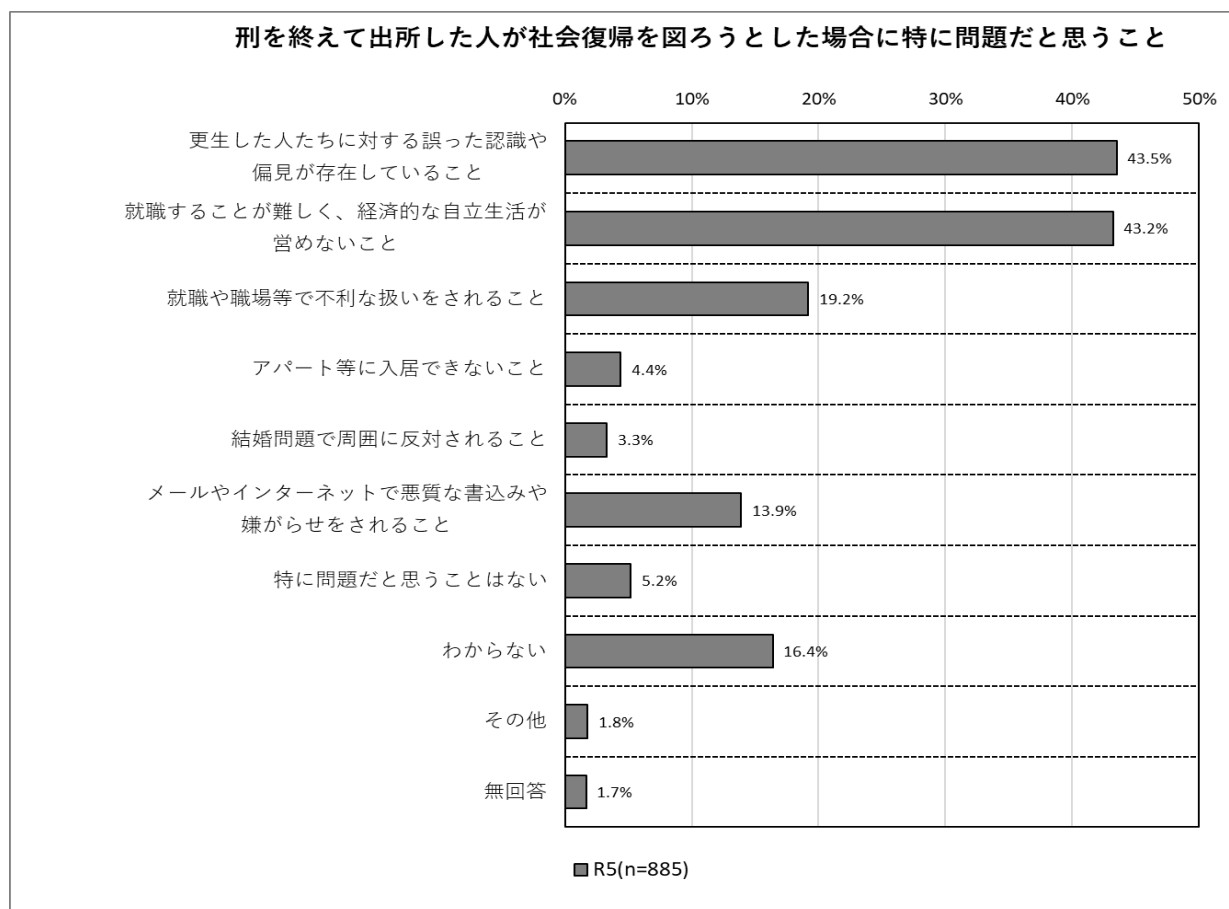
【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別は、本人の更生の意欲にかかわらず根強く残っており、就職や住居に関する差別をはじめ、社会復帰の妨げとなっています。また、マスコミによる過剰な報道や、犯罪等とは無関係な人々の発言や行動により、プライバシーや名誉を侵害するような問題が発生しています。また、被疑者、被告人及び受刑者やその家族についても、同様な人権侵害を受ける問題が発生しています。

国では、平成28年に「再犯防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年に「再犯防止推進計画」が策定されました。また、県においても平成30年に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定され、本市においても、「関係機関が一丸となって協力できる体制をつくる」ことをコンセプトに令和3年3月に「多治見市再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携した啓発運動や各種支援を行っています。

市民意識調査の結果では、43.5%の方が「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」、43.2%の方が「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」を問題だと思っていると回答しています。

刑を終えて出所した人、被疑者、被告人及び受刑者等やその家族が、再び地域社会で安心して日常生活を営むためには、周囲の人々による正しい理解と社会復帰の支援が必要です。



【施策の方向】

1) 刑を終えて出所した人等の人権を尊重する教育・啓発の推進

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別解消を目指し、関係機関と連携して教育・啓発の推進に努めます。

2) 社会復帰の支援

保護観察対象者に対し、社会復帰支援等を行う更生保護団体や更生保護施設の活動を支援します。また、刑を終えて出所した人等についても、同様に社会復帰を支援します。

犯罪被害者等

【現状と課題】

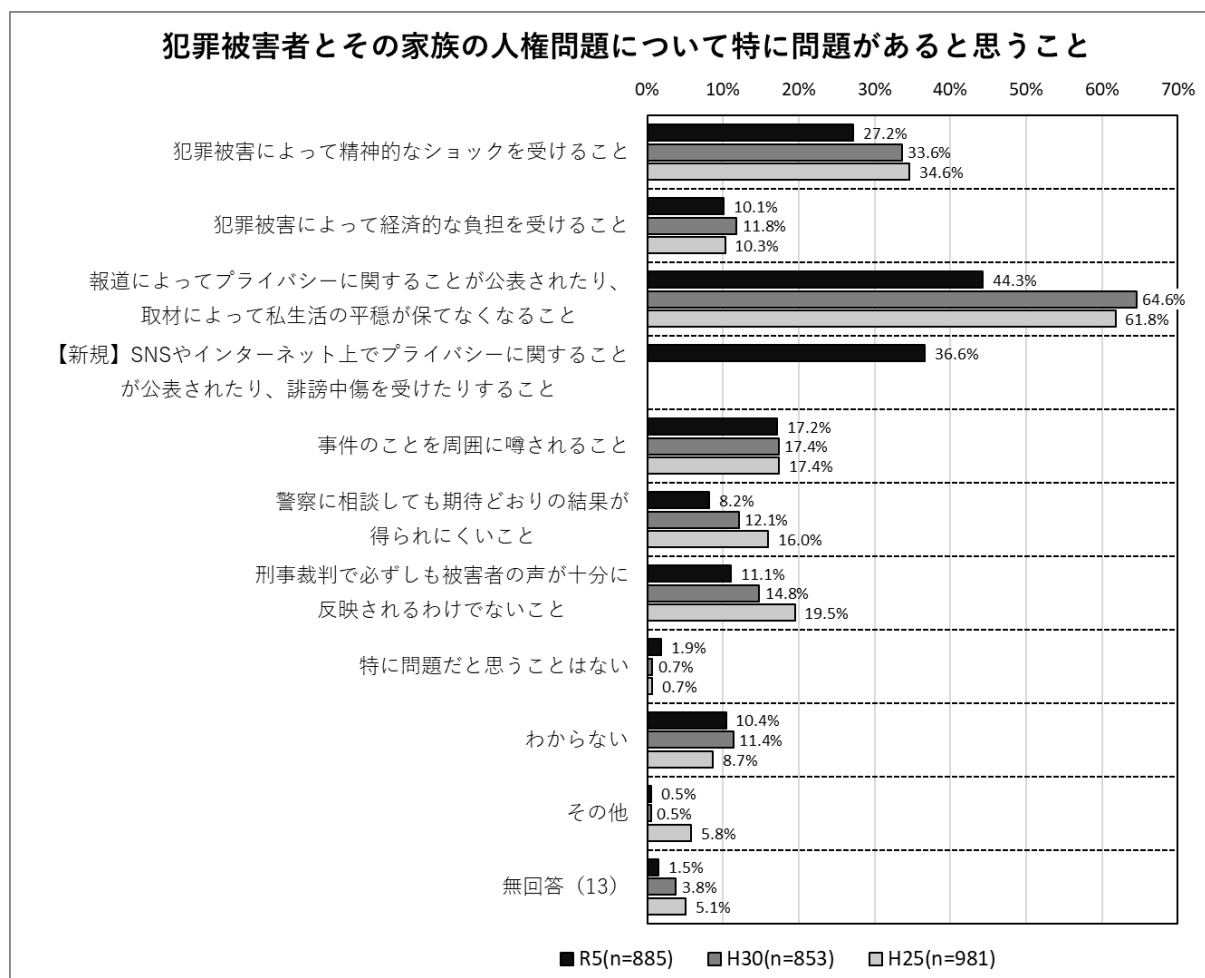
犯罪被害者やその家族には、命を奪われ、家族を失う等直接的な被害のほかに、周囲の好奇の目や誤解に基づく誹謗中傷等行き過ぎた「二次的被害」に苦しめられる問題があります。

国においては、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」を施行、同年12月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」、平成23年3月には、第2次基本計画を策定しました。

本市では、令和元年10月に「多治見市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等のための施策を推進しています。

市民意識調査の結果では、44.3%の方が「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」、27.2%の方が「犯罪被害によって精神的なショックを受けること」と回答しています。

犯罪被害者やその家族が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活への配慮の重要性等について、犯罪被害者等支援条例の基本理念に基づいた取り組みが必要です。



【施策の方向】

1)犯罪被害者等の人権を尊重する教育・啓発の推進

犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等に関する理解や共感を深める教育・啓発を推進します。

2)犯罪被害者等が安心して暮らすことができる相談・支援の充実

犯罪被害者等に対する相談窓口の周知や関係機関との連携により、必要な相談・支援につなげます。

インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、スマートフォンやタブレット端末等によるインターネット利用は広く定着し、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、機器の利便性、発信者の匿名性、情報発信の容易性、情報拡散スピード等の特性から、個人に対する誹謗中傷や、プライバシー侵害事例が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

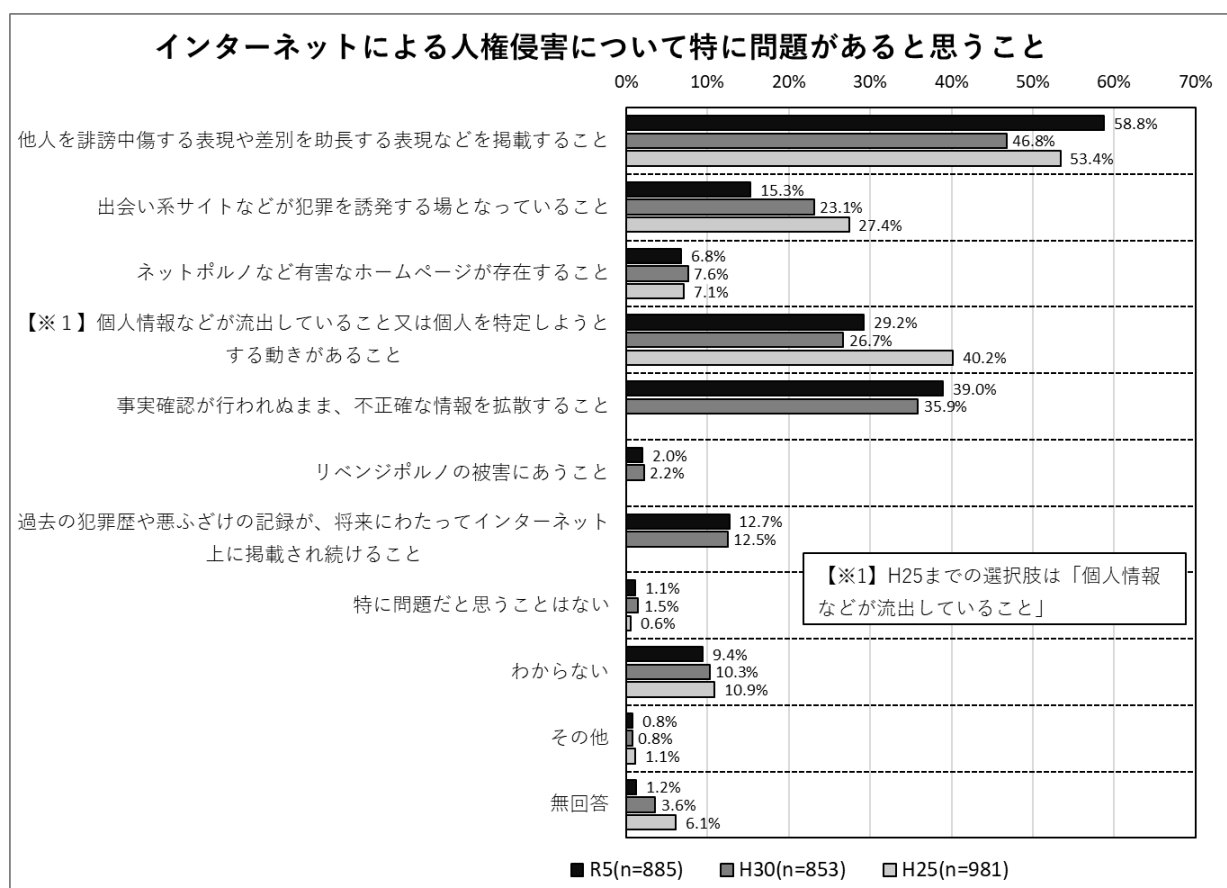
これらに関し、国では、平成13年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が制定され、インターネット上の人権侵害が起きた際の特定電気通信役務提供者における対応や責任が明らかにされ、徐々に規制が進められています。その後、令和3年に一部改正が行われ、発信者情報の開示の簡易・迅速化が図られました。

また、平成21年に総務省が「違法・有害情報相談センター」を設置し、インターネット上の違法・有害情報に適切に対応するため、相談の受付や、対応へのアドバイス、情報提供を行っています。

さらに「コミュニティサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイト等が、子どもを巻き込む犯罪等を引き起こす原因のひとつになっていると考えられます。平成20年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が制定、平成29年に改正され、18歳未満の青少年のフィルタリングサービスの義務付けが強化されました。

市民意識調査の結果では、58.8%の方が「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載すること」、39.0%の方が「事実確認が行われぬまま、不正確な情報を拡散すること」と回答しています。

こうしたことから、一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、人権を侵害する情報をインターネットに掲載しないように啓発していくことが必要です。



【施策の方向】

1) インターネット上の人権侵害を防止するための教育・啓発の推進

個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識をもってインターネットを利用する教育・啓発活動に取り組みます。

2) インターネットに書きこまれた人権侵害の対応

インターネット上には、差別的表現等の拡散に加え、子どもの性犯罪につながるような様々なコミュニケーションサイトが掲載されており、法務局等の関係機関と連携することで、こうした情報の発信者や情報の管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発し、相談窓口を周知する等適切な対応に取り組みます。

3) 安全・安心なインターネット利用の啓発

個人、企業、行政等を問わず、インターネットの利用にあたっては、他の人の人権への配慮に心がけること、情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること、個人情報を保護すること等について啓発していきます。

性的マイノリティ

【現状と課題】

性的指向(※)や性自認(※)を理由として、偏見や差別、さらに性別の区分を前提とした社会生活上の制約を受けること等が存在し、日常生活での困難、ストレスや孤独感を抱いている人々がいます。

性別が「男性」と「女性」であることが普通という固定的な考えは、それに当てはまらないマイノリティ(少数者)の人たちに対する偏見、差別の原因となっています。多数だから「普通」、少数だから「特別」というわけではありません。

世界保健機関は、平成30年6月に「国際疾病分類」を改定し、性同一性障害が「精神疾患」から外れることになり、「性の健康に関連する状態」という分類の中の項目となりました。これにより国際的には「性同一性障害」という概念が消滅し、障がいでも病気でもないと宣言されたこととなります。また、令和5年6月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

県では、令和5年に、二人が、お互いの人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力して継続的な生活を共にすることができる「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。県内自治体においても、県の制度に基づき、各種サービスを提供できるようになってきています。

しかしながら、市民意識調査の結果では、「性的指向・性自認を理由とする人権について特に問題があると思うこと」の質問に対して、43.3%の方が「社会的理解度が低いため、世間から好奇又は偏見の目で見られること」と最も高く、次いで「法律が整備されていないこと」が20.6%と回答しています。

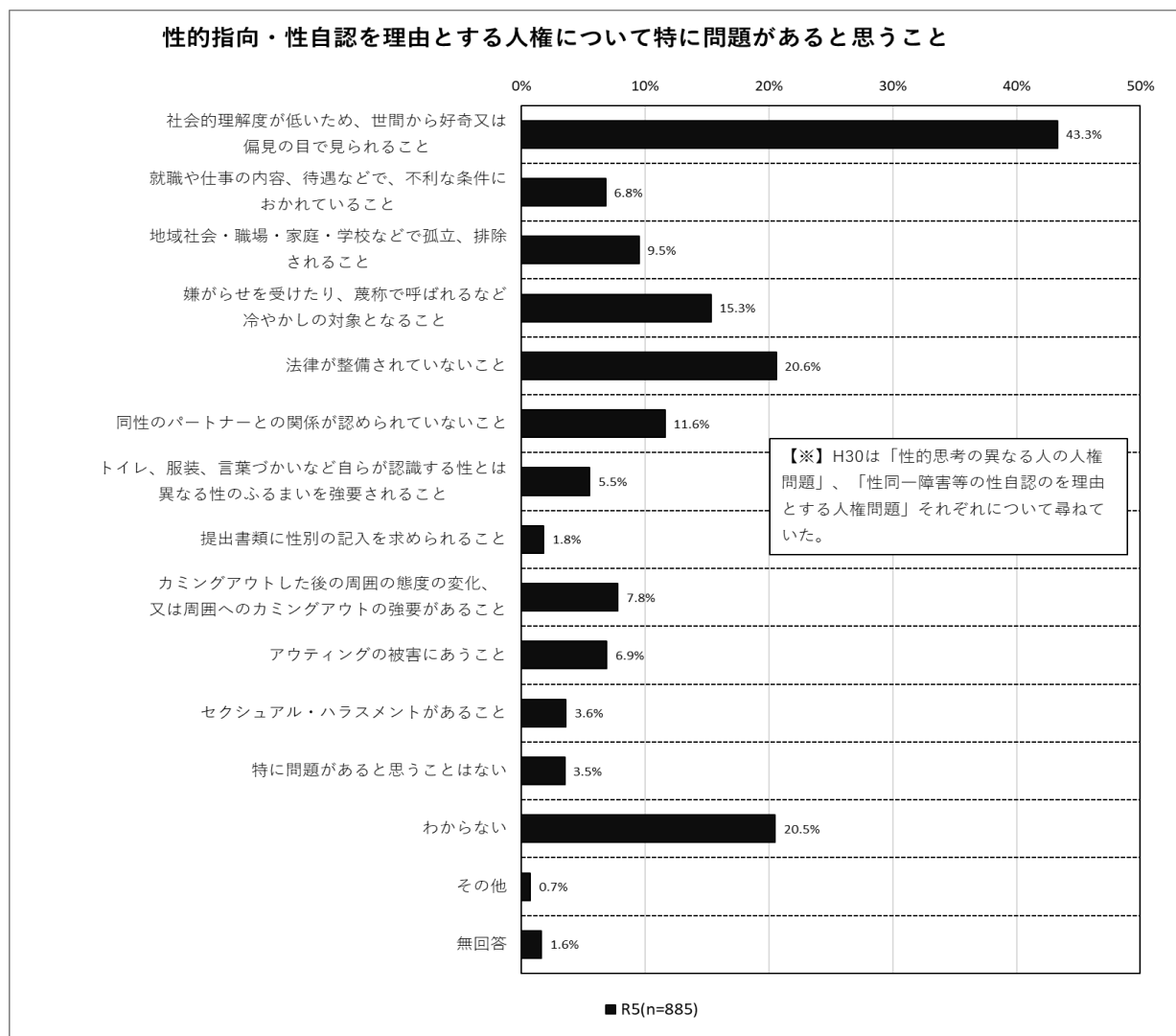
性的マイノリティに対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

※性的指向

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向です。

※性自認

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。



【施策の方向】

1)多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進

多様な性に関する正しい知識の普及と理解を深め、偏見や差別の解消を目指した教育・啓発を推進します。また、地域社会、職場、家庭、学校において、性的指向及び性自認について正しい理解を促します。

2)安心して暮らせる環境づくり

性的マイノリティの人が自分らしく生きられるような制度の見直しや施策を推進します。

災害に伴う人権問題

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波の発生により、東北地方と関東地方と太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、多くの人々の尊い命や財産が奪われました。

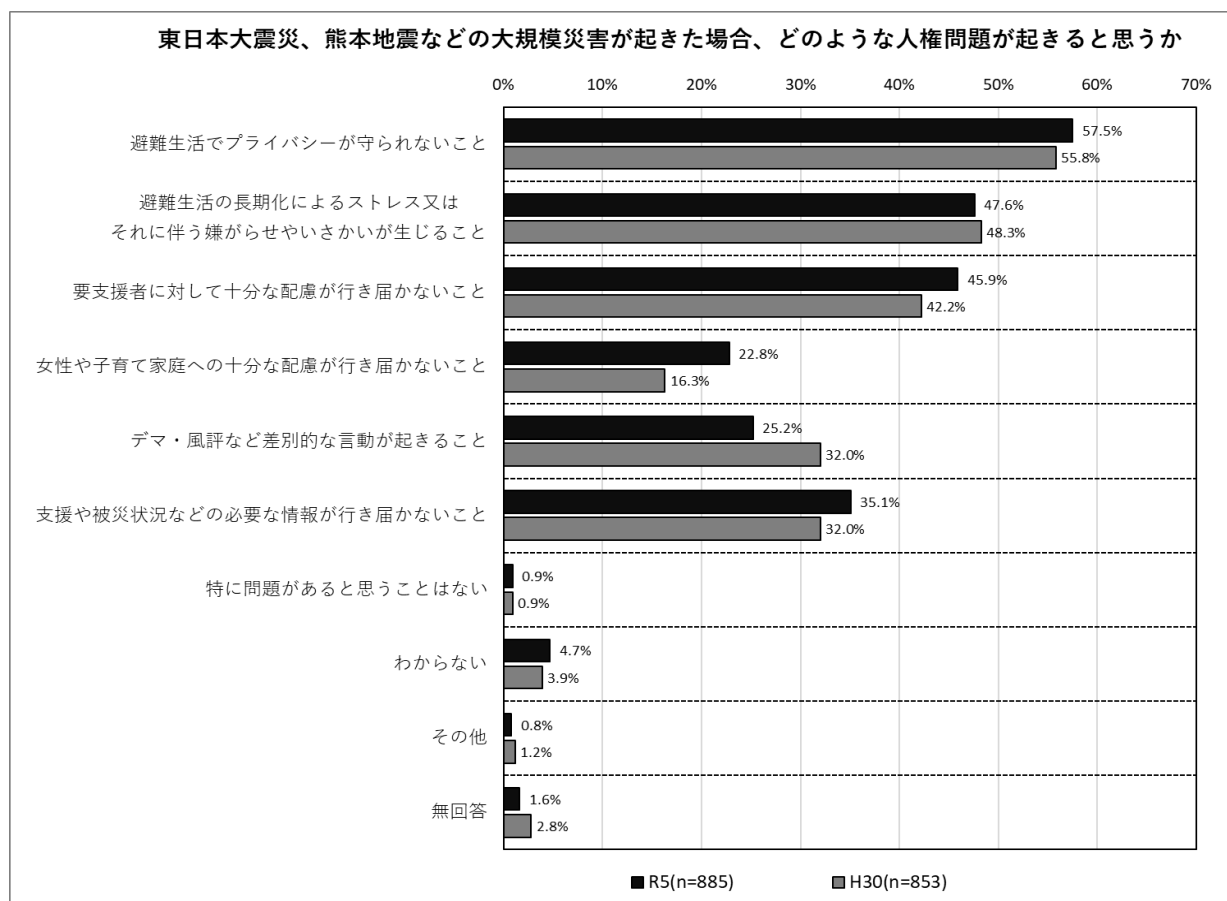
また、震災に起因した原子力発電所の事故により、周辺住民に避難指示が出される等、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

東日本大震災以降も、平成28年の熊本地震や平成30年の西日本豪雨が起きており、直近では令和6年に能登半島地震が起き、今もなお避難所生活をされている方もいます。

これらの災害において、避難所等における様々な人権問題が明らかになり、プライバシーの確保や女性、子ども、障がいのある人、高齢者等への配慮の重要性が改めて認識されました。

市民意識調査の結果では、「東日本大震災、熊本地震などの大規模災害が発生した場合に起きると思う人権問題について」の質問に対して、57.5%の方が「避難生活でプライバシーが守られないこと」と回答し、次いで47.6%の方が「避難生活の長期化によるストレス又はそれに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」、45.9%の方が「要支援者に対して十分な配慮が行き届かないこと」と回答しています。

近い将来、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震においても、甚大な被害が起こりうると考えられています。災害被害者がおかれている状況や必要な配慮が何であるかを理解し、非常時においても全ての人の人権が尊重されるよう、人権意識を向上させる取り組みが必要です。



【施策の方向】

1)災害時に要配慮者の視点を踏まえた避難所の運営

「避難所開設・運営の手引き(※)」に沿って、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の人権に配慮した避難所開設・運営ができるよう努めます。

2)防災・災害分野への女性等の参画の推進

防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を推進します。

※避難所開設・運営の手引き

自治会、自主防災組織、市職員、学校教員、施設管理者等、避難所業務に従事する者が一体となり迅速かつ円滑に避難所運営を行う基本的事項をまとめたもの。

働く人

【現状と課題】

近年の日本では、社会構造や経済環境の変化等を背景に、契約社員や派遣社員、パートタイム労働者等の非正規雇用の労働者が増加しており、令和6年に公表された総務省統計局の労働力調査では、雇用形態別雇用者の全体のうち36.6%が非正規雇用者という結果が出ています。このような雇用情勢の中、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与える「パワーハラスメント」、従業員に対する「セクシュアルハラスメント」等、様々な「ハラスメント」が問題となっています。

平成11年4月に施行された改正男女雇用機会均等法で、セクシュアルハラスメントに係る規定が創設され、平成19年4月に施行された同改正法では、セクシュアルハラスメント防止のために、事業主には職場における必要な「措置を講ずる義務」があると定めました。

平成26年7月に施行された同改正法の規定に関する「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」では、男女を問わずセクハラの対象となることが明示されました。

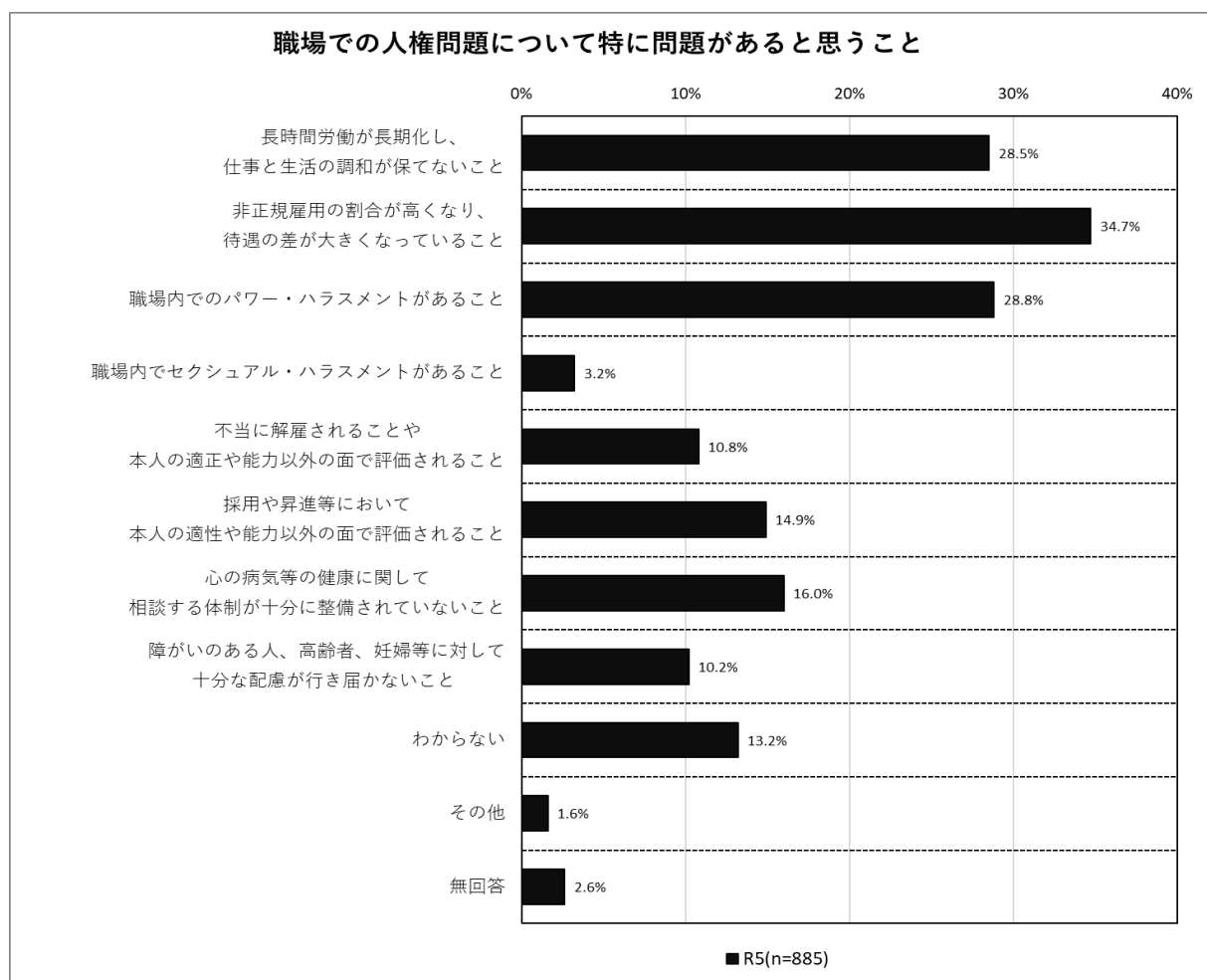
平成28年3月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設され、マタニティハラスメントに関する規定が設けられました。

また、厚生労働省が平成24年1月に発表した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」の報告書において、「パワーハラスメントとは、同じ職場に働く人に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為」と定義しました。

一方で、近年、顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）等が社会問題化している状況も見られます。カスタマーハラスメントについては、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において望ましい取り組みに位置付けられているほか、関係省庁や企業との連携により「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が作成され、周知・広報等が行われていますが、関係省庁等と連携してより一層取り組みを行う必要があります。

こうしたハラスメントに関する問題のほかにも長時間労働の長期化による過労死、仕事と生活の調和が保てないこと等が大きな問題となるなか、時間外労働の上限規制等の働き方改革関連法が平成31年4月から順次施行されました。

このように、就労者を取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、就労支援や多様化、複雑化している労働相談への対応、変化に応じた支援策や雇用の場における男女の均等待遇、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進等、良好な職場環境づくりに向けた取り組みが必要です。



【施策の方向】

1)労働時におけるハラスメントの防止

労働時におけるハラスメント等の人権侵害を防止するための啓発を推進します。

2)働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進

正規雇用・非正規雇用や性別、年齢等を理由とした職場における差別的な処遇をなくすよう人権尊重の教育・啓発を推進します。

アイヌの人々

【現状と課題】

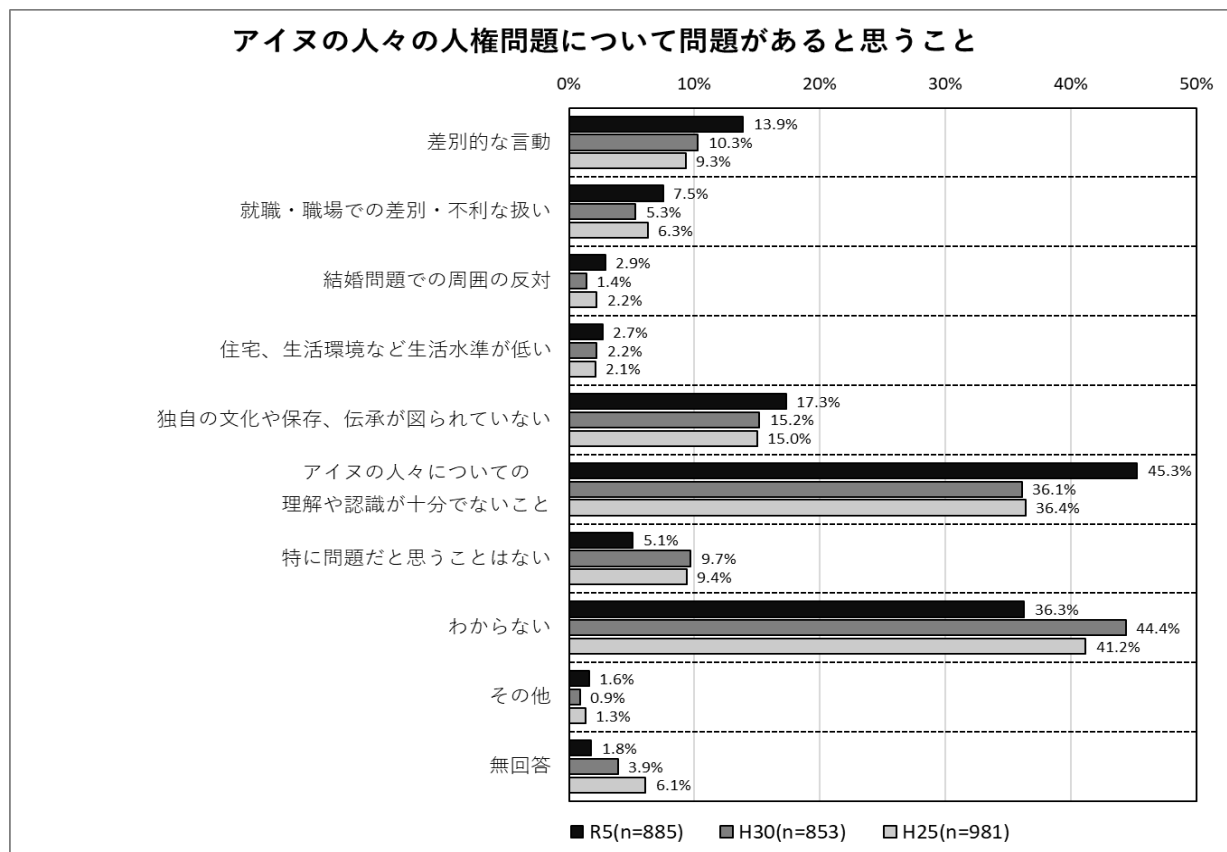
アイヌの人々は、北海道を中心に居住している先住民族で、固有の文化や生活習慣等を育んできました。しかし、江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策により、文化や伝統の保存、伝承が図られず、また、近年に至るまで、他の人々との経済や教育格差が存在し、結婚や就職等において多くの偏見や差別を受けてきました。

なお、令和元年に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を目指しています。令和2年にはウポポイ(国立アイヌ民族博物館等を含む「民族共生象徴空間」)が北海道白老町に整備され、アイヌ文化の復興・創造・発展の拠点となっています。

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化等についての理解不足による偏見や差別をなくすため、正しい理解を促進するための啓発活動が求められています。

市民意識調査の結果では、45.3%の方が「アイヌの人々についての理解や認識が十分でないこと」と回答しており、アイヌ民族に関する正しい知識と理解が不足していることがわかります。

このため、先住民族であるアイヌの人々の人権を尊重する観点から、アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発が必要です。



【施策の方向】

1)アイヌの人々に対する理解を深める教育・啓発の推進

アイヌの人々の歴史や文化に対する理解や関心を深め、差別や偏見をなくすための教育・啓発を推進します。

学校教育における歴史学習等を通じて、アイヌの歴史や文化等について触れていきます。

人身取引

【現状と課題】

性的搾取や強制労働、臓器売買等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに、深刻な人権侵害です。

昭和24年に「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」が、平成12年には「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」が国連総会により議決され、人身取引の防止や被害者の保護及び援助に対し、国家を超えて取り組むことが定められました。

国においては、令和4年に策定した「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係する行政機関等が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護・支援を推進しています。

関係機関と連携し、啓発活動を行うことで、人身取引による人権問題の関心と認識を高めていくことが必要です。

【施策の方向】

1) 人身取引の現状を理解するための教育・啓発の推進

人身取引について、国内でも発生する問題であること等市民の関心と認識を深めるための教育・啓発を推進します。

北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

国は、平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めること等を国及び地方公共団体の責務とするとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めました。

また、平成23年4月には、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進することを目的として、「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。

本市では、平成30年に拉致問題啓発事業として、政府拉致問題対策本部、県、本市が共催、法務省、文部科学省が後援する拉致問題啓発舞台演劇を開催し、市民の関心と認識の向上を図りました。

拉致問題の早期解決のためには、あらゆる機会を通じ 早期解決を訴え、この問題についての市民の関心と認識を深めていくと同時に、北朝鮮当局による拉致問題によって、この問題とは無関係な在日韓国・朝鮮人への人権侵害が起きないように配慮が必要です。

【施策の方向】

1) 拉致問題の理解と関心を深める教育・啓発の推進

北朝鮮当局による拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と理解を深める教育・啓発を推進します。

ホームレス

【現状と課題】

失業や家庭問題、新型コロナウイルス感染症等様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずホームレスとなることを余儀なくされている人たちがいます。ホームレスの中には、十分な食事がとることができない等、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を送ることができない人もいます。

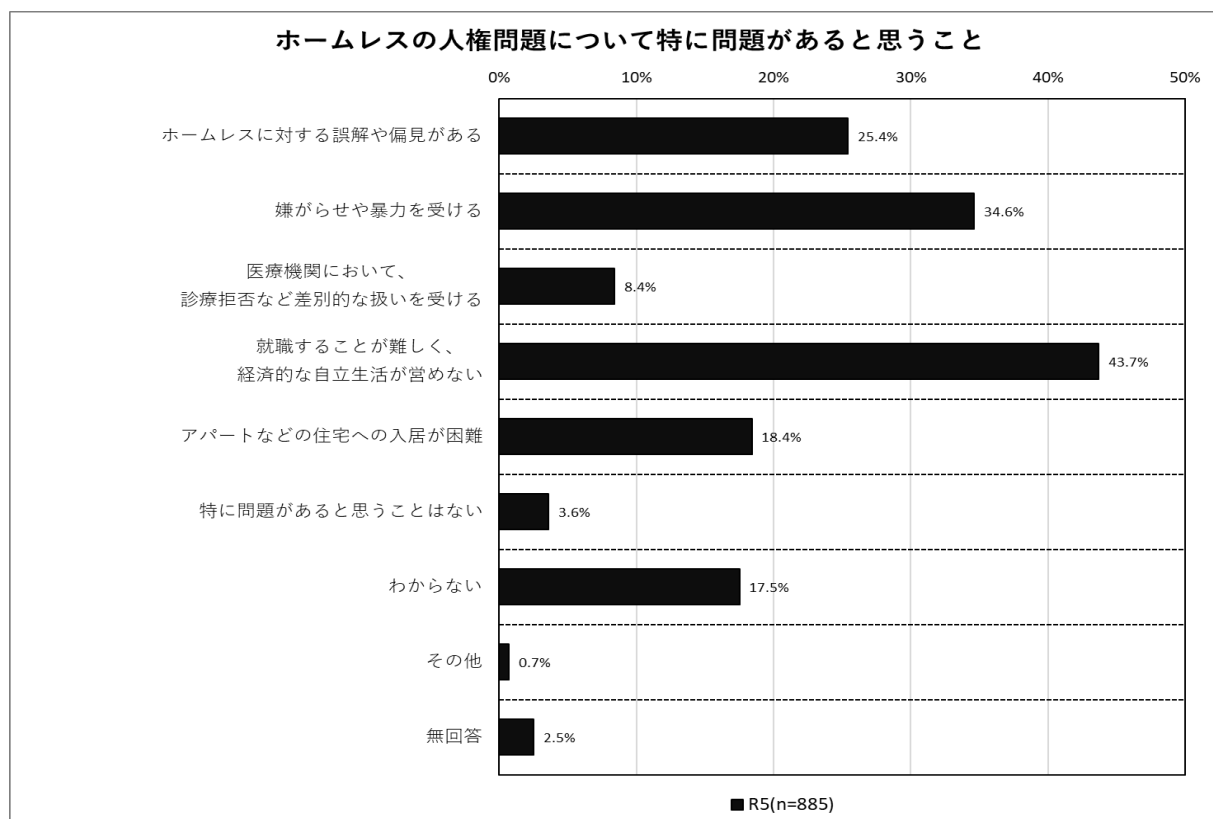
また、地域社会とのあつれきが生じる等、嫌がらせや暴行、殺人等の人権侵害の問題も起きており、令和2年には岐阜市において襲撃事件が起こる等大きな社会問題となっています。

こうした状況の中、国は平成14年に「ホームレス自立支援法」を制定し、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居等の分野において総合的な取り組みを行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

国が、平成28年10月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」によりホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化等、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化が明らかになり、これを踏まえ国では、平成30年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。

この基本方針は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に関する問題の解決を目的としています。

目的の実現に向け、ホームレス状態にある人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を行うことが必要です。



【施策の方向】**1)ホームレスの人権を尊重する教育・啓発の推進**

ホームレスへの偏見や差別の解消に向けて、ホームレスへの理解を深める教育・啓発を推進します。

2)ホームレスの自立を支える相談・支援の充実

相談者の状況を踏まえ、生活相談や指導等の必要な支援に努めます。

様々な人権問題

これまでにあげた人権施策の分野以外にも、様々な人権問題が存在しています。また、今後、新たに生じる多様な人権問題についても、それぞれの問題に対応し、啓発等の取り組みを行っていきます。

【施策の方向】

1) 様々な人権教育・啓発の推進

様々な人権問題に対して教育・啓発を推進します。

2) 様々な相談窓口の周知

様々な人権問題に対応する相談機関も異なっています。各機関が設置している相談窓口の周知を図ります。